官報告

官告事項

労働安全衛生法第45条第３項の規定に基づく自主検査指針に関する公示

自主検査指針公示第19号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第３項の規定に基づき、車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第167条の自主検査に係るもの）を次のとおり公表する。

なお、車両系建設機械の定期自主検査指針（平成５年12月20日付け自主検査指針公示第16号）は、廃止する。

平成25年７月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　名称　車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第167条の自主検査に係るもの）

２　趣旨　この指針は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第167条の規定による車両系建設機械の定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため当該定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準を定めたものである。

３　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働局安全主務課において閲覧に供する。

日本郵政株式会社（郵政産業労働者ユニオン）争議調停申請及び日本郵便株式会社（郵政産業労働者ユニオン）争議調停申請に関する公表

平成25年６月６日、郵政産業労働者ユニオンから、労働関係調整法第18条第２号の規定による調停申請があったので、同法施行令第７条第２項及び労働委員会規則第77条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

平成25年７月１日　　中央労働委員会

記

１　関係当事者

組合側　郵政産業労働者ユニオン

使用者側　日本郵政株式会社

日本郵便株式会社

２　関係公益事業　日本郵政株式会社の東京逓信病院の事業は、労働関係調整法第８条第１項第４号に規定する医療の事業

日本郵便株式会社の小包配送の業務は、同項第１号に規定する運輸の事業。同社の郵便の業務及び郵便窓口業務は、同項第２号に規定する郵便の事業

３　調停申請事項　2013年度　夏期手当引き上げに関すること

人　　事

平成25年度司法修習生採用選考公告

最高裁判所は、裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条の規定に基づき、平成25年度司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

１　選考を受けることができる者（選考資格）

次に掲げる者は、２に該当する場合を除き、選考を受けることができる。

⑴　司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者

⑵　平成14年法律第138号による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第二次試験又は平成14年法律第138号附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者

⑶　高等試験令（昭和４年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者

⑷　司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者

２　選考を受けることができない者（欠格事由）

⑴　禁錮以上の刑に処せられた者

⑵　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

⑶　破産者で復権を得ない者

３　選考の内容、期日及び場所

⑴　内容及び方法

ア　書面審査　選考申込書等の提出書類の記載により、選考資格の有無、欠格事由の有無等について審査する。

イ　健康診断　選考申込者が提出する健康診断票（所定の様式）に基づいて、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。

なお、精密検査が必要と判定された場合等は、追加書類の提出や、最高裁判所での健康診断（面接と同日に実施）の受検を求める場合がある。

ウ　面接　ア、イの結果、必要があると認めた場合に実施する。

エ　欠格事由調査

⑵　面接の期日及び場所

期日　平成25年10月22日（火）

場所　最高裁判所

４　選考の申込方法等

⑴　申込受付期間　平成25年９月10日（火）から同月17日（火）まで（９月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

⑵　申込書等用紙の入手方法　申込書等用紙は、次の方法により平成25年８月１日（木）から同年９月17日（火）まで入手することができる。

ア　ウェブサイトからダウンロードする方法

最高裁判所ウェブサイトからダウンロードすることができる。

イ　来庁による方法　最高裁判所並びに大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の高等裁判所において、来庁者に対して交付する（いずれも土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで）。

ウ　郵送による方法　⑶の申込先に、用紙の送付を希望する者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形２号：長さ33㎝、幅24㎝程度）に510円相当の郵便切手をちょう付したものを送付する（返信用封筒を送付する際の封筒には、「採用選考申込書類請求」と朱書きする。）。

⑶　申込先　〒102―8651　東京都千代田区隼町４番２号　最高裁判所事務総局人事局任用課試験第一係

平成25年７月１日　　最高裁判所

労　　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合九州地方本部から、夏季一時金の要求に関して、平成25年７月２日午前０時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県、長崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成25年７月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

福岡県　博多港運株式会社及び博多海陸運送株式会社

長崎県　株式会社九商コーポレーション、九商産業株式会社及び株式会社小値賀共運組

鹿児島県　合資会社吉田海運産業会社、合資会社仲村運輸、有限会社竹畑運送店、中川運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社及び鹿商海運株式会社

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとして定める成果について

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十五年六月二十日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の施行に関する規定により公告する。

平成二十五年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

行った測量及び調査の名称	地図及び簿冊の名称
神戸市	新宅地神戸国際港都建設計画事業尾地区住宅街区開発地区都市計画事業横尾地区住宅街区開発地区都市計画事業妙法寺地区住宅街区開発地区都市計画事業妙法寺地区住宅街区開発地区都市計画事業妙法寺